

## 5. 方法の選択

この RP は法的工程遅延分析の方法の選択を議論している。個々には、契約紛争の一方の側の為に一般的には作業しており、ときとして、ある一部の方法の選択は公平性の面で誤りとの批判にさらされる。それ故、すべての実務家にとり、ある特定の工程遅延分析の方法を選択した時、このような批判を回避するには、どんな方法を選ぶかを明白に理解することが非常に重要である。

第 1 に、個々のクレームでは個々の PJ を対象とし、契約の図書も異なり、準拠法もことなり、契約紛争の手続のさまざまであり、PJ の遂行要素での事実の形などもさまざまであるから、すべてユニークとされるものである。

このように、この RP で議論している個々の方法はことなり、利点や不利な点も含めて、技術的な面を考慮すべきである。固有さやさまざまな変数を考慮するが故に“最も良い”方法を推奨することや方法の優先順位をつけることなどは不可能である。

第 2 に、分析方法の選定には目的にあう技術的な考慮や時期、データの可用性、遅延の複雑さや工程に関する情報などを第 1 に基本としなければならない。

これらの基準により技術的にふさわしい分析方法を選定するには、法制により変化する法務的な基準をさらに考慮しなければならない。この RP ではこのような法的な基準の選定のガイドを表記することは意図せず、可能ではない。分析者は特殊な法的な基準や法的工程遅延分析の方法に対する法的な専門家のアドバイスを受けることに留意する必要がある。この事は法的な基準により異なった方法が技術的な方法の再検討の対象とされる際には特に重要である。

第 3 に、技術的な工程分析の理由を超えて、法的工程遅延分析は特別なクレームに用いられることに關係してのさまざまな質的な理由が存在する。実務的な考慮がふさわしい際、コマーシャルな動きとして、このような考慮は技術的なものや法的な考慮は二次的なものであり、すべてに技術的かつ法的な基準に合っておれば、唯一、採用される。さらに、選定の決定は分析者の意図であって、顧客のものではない。

分析者が PJ を分析するに唯一の方法を選ぶ要件もない。ある場合では、PJ の段階や、クレームの性格（弁済可能さとか免責さ）や元データの可用性などにより、異なった方法を用いる必要がある。

この RP の 11 の要素の部分は顧客の推奨する時やこの決定を法務コンサルに示す際に法的工程遅延分析者が考慮すべき点を述べている。要素 2、3 と 5 は、技術面をカバーしている。要素 1、9 と 10 は法的な面をカバーしている。要素 4、6、7、8 と 11 は実務面をカバーしている。

法的工程遅延分析者はこれらの要素を考慮しなければならない。そして、作業の開始前に顧客と法的なコンサルとの合意をえておくことを推奨する。予め分析者の作業範囲や時間、コストと資源などに（依頼者の）理解を得ておくことは、専門家の報告

や立場の説明受けて、突然の驚きや不合意などを防止することが出来る。

### 5.1 要素 1： 契約要件

PJ が特別な工程遅延分析の方法を指定し、それに沿う事を求めている契約の下で遂行されている時は、方法の選択は非常に広く、法的工程遅延分析者の手から離れ、契約に従うことが支配的な要素となる。例として、ある契約書は、納期延長のすべての要求に対して、(PJ 遂行中であろうと PJ の完了時点であろうと) 将来予想的な TIA 法 (MIP 3.7 と同様) を用いて説明する事を求めている。多くの場合、法的工程遅延分析者は、追加的なモデル化方法の一つを用いようとする。それは、単一か複数かの区別なく、他に信頼できる別の方法を見出す理由がなければ、そうする。以下の点に注意を払うべきである。それは、契約が実際に法的な状況で、この分析方法を指示しているか否か、あるいは、変更や他の遅延により納期への影響を交渉する助けとして、将来予想型の遅延分析をもちる事を求めているか否かである。もし後者の状況であれば、方法の選択は契約文言以外の他の要素にて決められるべきである。

一方、もし契約図書がどの工程遅延分析をもちいるかを明示せず、納期延長の権利確保や時間に関連した弁済の要素を示そうとしている時、法的工程遅延分析者はこの RP で示されている方法により、自由に選択することが出来る。しかし、契約が方法につき何も述べていなくとも、契約文言は依然、法的工程遅延分析の方法の選択につき言及しているものである。例として、ある契約文言は、すべての納期延長の要求する図書は、事象として、“PJ の工程表での CP への影響とか”あるいは、“現状の契約完成日よりも遅れて PJ の工程が完了する日の予想やそうなった日”を説明する事を求めている。それゆえ、この文言は工程遅延分析の方法を示していないが、多分、法的工程遅延分析者は観測的動的、追加的なモデル化、あるいは差引的モデル化の技法のいずれかを使用することを示唆している。さらに、遅延事象をリスト化したりバーチャートによる分析での CP を分析したり認識したりするどんな方法をも排除している。

それ故、最初の要素である納期延長や時間に関連した弁済の要求を支持する方法や図書の説明した議論の余地のない契約要求の存在を考慮すべきである。法的工程遅延分析者は、契約の要求事項に拘り、準拠法に従う規格や法律の適用に留意すべきである。しかし、契約の要求が明白でなく、議論のあるものの場合も多々ある。つまり、“なかったならばの TIA (but-for TIA)” といいうような契約の参照など、あるいは、明らかに誤った参照、“影響を考慮した完成時工程の分析 (impacted as-built analysis)” といいうような契約文言である。この RP での用語を用いることでこのような状況を将来避けることが出来るかもしれないことを期待したい。法的工程遅延分析者はこの RP を用い、顧客、法務コンサル、や他の関係者との異なった法的工程遅延分析の問題

## CHAPTER 13

AACE RP29R-03 法的工程遅延分析

Copyright@Kazuto Otani 2020

を議論する手立てとして、ふさわしい方法を用いるべきかをすべてに焦点をあてるとの助けになろう。

### 5.2 要素 2： 分析の目的

一般的に、法的工程遅延分析の目的は、遅延を定量化し、原因を特定し、責任を評価し、遅延のもたらす財務的な帰結を明らかにすることである。法的工程遅延分析は如何に特別な事象が PJ の工程表に影響を与えたかを調査することである。それ故、法的工程遅延分析者は事象が遅延をもたらした事（事象の認識、弁済の開始日、事象により影響を受けた作業など）を決める即時的な PJ 図書を使用する。法的工程遅延分析者は、そして、PJ で用いられている工程表でのある順序に従いこれらの事象を適用するか関連づける。事象が追加され、あるいは取り除かれ、工程表で識別されると、ある事象またはすべての事象が PJ において計画よりも遅れて完成する事を示すことができる。この決定については、原因や責任の評価は契約や適用法規の条項によりなされる。

ある特定の PJ に関して、法的工程遅延分析の目的はある事象により、納期延長や遅延による弁済の権利がある関係者にあるのか否かを決めることである。PJ に起きた事象を法的工程遅延分析者が評価すると、同時並行的な遅延、調整された遅延、遅延の緩和などの問題が考慮される。もし法的工程遅延分析者が例として、PJ の遅延の主な要素として、同時並行的な遅延か否かを調査する必要があれば、方法の選択はこの同時並行的な遅延の識別や分析に役立つ方法に限定される。

分析の法的用途 MIP	方法								
	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.8	3.9
弁済無しの工程延長	可	可	可	可	可	可	可	可	可
弁済有の遅延	可	可	可	可	可			可	可
早期完成の遅延への 弁済の権利								可	可
早期完成への ボーナスの権利	可	可	可	可	可	可	可	可	可
全体遅延無しの混乱	可	可	可	可	可	可	可		
工事促進				可		可	可		

図 17-ある方法は他のものより確かな目的により有効である

そのような状況では、法的工程遅延分析者は観測的な動的モデルかモデル化方法の一つを推奨するであろう。もし法的工程遅延分析の目的が免責されうる事で弁済の可能性の無いことを示すのであれば、さまざまな方法が利用できる。すなわち、法的工程遅延分析者は同時並行的な遅延を扱うことを必要としないからである。もし目的が弁済可能な遅延を示すのであれば、他の方法がよりふさわしいであろう。もし分析の目的が遅延した工程の早期完成することのクレームに係る作業の早期完成する能力の調査であり、又、作業の時間枠を圧縮するか、再び、ある工程遅延分析は他の方法がより良いと思われる。上記 図-17 は、一般的な 9 つの MIP の典型的な法的工程遅延の CPM の用法の適合さを集約したものである。

### 5.3 要素 3：元データの有用性と信頼性

この RP の元データの手順の項にかなり強く強調され議論されたように、特別な法的工程遅延分析の方法は、元データの有用性と信頼性に大きく依存する。つまり、そのデータは分析の目的にたいして検証され、信頼度を見極められるものである。例として、もし PJ の記録により基本工程表のみが存在し、PJ 期間中に工程の更新が成されない時、観測的な MIP 3.3 と 3.4 は利用できない。

その結果、法的工程遅延分析者にとり即時の PJ 図書の数からその有用性と品質につき、決めることが重要となってくる。そして、法的工程遅延分析者はデータが遅延分析に対して、信頼がおけるか否かを PJ 図書のサンプルから決めることが必要である。これらの検証を完了させ、法的工程遅延分析者は法的な分析の努力の計画を形成し、クレームに用いられる法的工程遅延分析の推奨できる方法を提案できる。以下の図 18 には、個々の MIP をもちいる最少限度の必要な元データの要求を示している。

元工程表かデータ	方法								
	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.8	3.9
基本工程表	最少	最少				最少	最少		
更新工程表			最少	最少			最少		最少
完成時記録	最少	最少			最少			最少	最少

図18- さまざまな方法に必要な元データの確認

### 5.4 要素-4：紛争の大きさ

一つの基本的な要素として、法的工程遅延分析者は、紛争の大きさや争点の量を念頭